

参考

「測量の日」について

1. 制 定

測量法が昭和 24 年 6 月 3 日に公布され、平成元年に満 40 年を迎えたことを機会に、測量の意義及び重要性に対する国民の理解と関心を一層高めることを目的として、6 月 3 日を「測量の日」として制定しました。

2. 活 動

測量の日を制定した平成元年以降、毎年 6 月 3 日の「測量の日」を中心に「地図と測量の科学館」を主会場とする「特別企画」、国土地理院の最新情報をお知らせする「国土地理院報告会」、「日本水準原点」の施設公開をはじめ測量と地図に関する情報と知識を国民に普及・啓発する運動を広範に展開しています。

また、地方公共団体、関係団体等においても幅広く「測量の日」を中心とした行事を推進しています。

3. 実施体制

(1) 主 唱 国土交通省

(2) 推進機関 国土交通省
地方公共団体
測量の日実行委員会
その他関係団体